



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

第 15 回定時総会・記念講演を開催しました

No.35

2017. 7. 31

発行

6月24日(土)14時00分～16時20分、広島弁護士会館 3階大会議室にて定時総会と記念講演を開催し、総会には34名(委任状出席80名)の参加をいただきました。(記念講演は56名参加)

●2017年定時総会

冒頭、吉富理事長より、2017年度の取組み課題として、一つ目は緩やかな見守りネットワークを市町に作る手伝いがないか、そのことが消費者被害を少なくしていくことにつながる。二つ目は集団的被害回復制度にどう対応していくのか、ハードルは高いが、特定適格消費者団体認定申請に向けて頑張りたいと開会の挨拶をしました。



来賓として、広島弁護士会会長の下中奈美弁護士より、特定適格消費者団体として認定を受けられるように頑張りたい。広島弁護士会としても支援したいとの挨拶をいただきました。

続いて議事に入り、宗山隆幸事務局長より、第1号議案 2016年度事業報告及び活動決算について提案説明し、福島守監事より監査報告がされ、賛成多数で承認されました。

続いて、岡村信秀副理事長より、第2号議案 2017年度事業計画及び活動予算について提案説明し、賛成多数で承認されました。

吉富啓一郎理事長より、第3号議案 役員選任について提案説明し、賛成多数で承認されました。

並行して、理事会を開催し、新しい執行体制を吉富理事長より報告しました。

○役員体制

理事長	吉富 啓一郎	学識者(大学)	理 事	中谷 耕策	司法書士
副理事長	岡村 信秀	県生協連	理 事	根石 英行	弁護士
副理事長	木村 豊	弁護士	理 事	風呂橋 誠	弁護士
理 事	岡本 みどり	消費生活相談員	理 事	宮永 文雄	学識者(大学)
理 事	川手 三枝子	消費生活相談員	理 事	三好 禎子	生協ひろしま
理 事	豊嶋 佳子	生協ひろしま	理 事	山本 一志	弁護士
理 事	寺本 ひとみ	消費生活相談員	監 事	廣島 敦隆	弁護士
理 事	長井 貴義	弁護士	監 事	福島 守	県生協連

●2017 年記念講演

「悪質商法を防ぐために地域で取り組む」

講師 野州市市民生活相談課 課長補佐 生水裕美（しょうずひろみ）さん

訪問販売登録制度、消費者安全確保地域協議会の設置など、画期的な取組として注目を集めている「野州市くらし支えあい条例」について紹介されました。

滋賀県野州市では、2016 年 10 月 1 日から訪問販売事業者の登録制度を含む「野州市くらし支えあい条例」を施行しました。

★全国初の試みとなる「訪問販売登録制度」では、事業者が野州市内で訪問販売を行う時は、市の登録が必要となりました。

この制度は事業者を排除するのが目的でなく、「売り手よし（事業者）、買い手よし（消費者）、世間よし（地域）」の「三方よし」を目指しています。この主旨を理解してもらうために事業者と、とことん話し合った結果、事業者からも好意的に受け止めてもらっているそうです。

★市独自に製作した「訪問販売お断りステッカー」を玄関に貼るなど、訪問を拒否している消費者への勧誘が禁止されました。

ステッカーを無視して勧誘した業者や、無登録で訪問販売をした業者に対し野州市は、事業者の説明を聞いた上で、違反の事実を公表することができるようになりました。

★消費者安全法に基づき「野州市消費者安全確保地域協議会」を設置したことにより、消費者庁や警察から、悪質な業者が使用していた顧客名簿の提供を受けることが出来るようになり、高齢者や障害者の情報と名簿を照らし合わせながら「見守りリスト」を作成、情報共有をし、対象者を複数で見守ることが可能になりました。



法改正シリーズ④

民法・消費者契約法・特商法・割販法が改正！ ～改正の時期・趣旨・ポイント概説～

理事 山本 一志

1 民法改正

懸案だった民法が、ようやく平成 29 年 6 月 2 日「民法の一部を改正する法律」の制定により改正されました。同法の施行は、公布日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

この改正は、民法の債権法分野の大改正と言われており、関連する民法の総則における意思表示や消滅時効の規定なども改正されています。

改正の趣旨は、時代の要請に合わせ、またわかりやすく使える法律にするためと言われており、消費者保護の観点からも活用できる規定もあると思います。

2 消費者契約法の改正

消費者契約法が、平成 28 年 5 月 25 日「消費者契約法の一部を改正する法律」の制定により改正され、公布日から起算して 1 年を経過した平成 29 年 6 月 3 日から施行されています。

今回の改正は、本ニュースでも紹介済の「過量な内容の契約に関する意思表示の取消権」が新設された（改正法 4 条 4 項）ほか、「重要事項の範囲」を契約の目的が消費者の生命・身体・財産その他重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情も追加され、その事情についての誤認に

よる取消権を、事業者が不実告知・断定的判断の提供を行った場合に認めるなど、消費者が取り消しうる場合を拡大しました。そのほか、取消権の行使期間が、改正前は、追認することができる時から「6ヶ月」であったのが、改正では「1年間」になる等、昨今の高齢者等の判断力が低下した消費者の被害の増大を受けて、消費者の利益保護が拡充されています。

3 特定商取引に関する法律の改正

特定商取引に関する法律（特商法）も、平成28年5月25日改正されました。同法の施行は、公布日の平成28年6月3日から起算して1年6カ月以内を予定されています。

特商法の改正は、高齢者などを狙った悪質な商法による被害を防ぐために、規制対象の範囲を拡大したり、また、「業務停止命令」に関する規定を整備して悪質事業者への規制（制裁）を加重・強化しています。

さらに、「過量販売」（消費者が日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等）について、これまで規定されていた訪問販売のみならず電話勧誘販売においても、行政処分の対象とするとともに、申込みの撤回または解除ができるようになりました（特商法22条1項4号・24条の2第1項）。



4 割賦販売法の改正

割賦販売法（割販法）も、昨年改正されました。同法の施行は、公布日の平成28年12月9日から起算して1年6カ月以内を予定されています。

割販法の改正は、近年、クレジットカード取り扱い加盟店におけるクレジットカード番号等の漏洩事件や不正使用被害の増加などの状況を踏まえ、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための必要な措置を講ずるものとされています。措置事項として、①加盟店管理の強化 ②クレジットカード情報の適切な管理等 ③決済代行業者の更なる参入を見据えた環境整備が図られています。

主な改正ポイントは、(1)加盟店におけるセキュリティ対策の義務化 (2)クレジットカード番号等取扱契約事業者の登録制 (3)加盟店調査等の義務です。

役員リレーエッセイ

監事 福島 守（広島県生活協同組合連合会 事務局長）



2期目の監事を務めさせていただきます広島県生協連の福島です。よろしくお願いいたします。

消費者団体では消費者の被害防止に取り組んでいますが、残念ながら消費者被害は広島県内だけでも10億円(28年度)を上回っているのが実情です。劇場型詐欺や還付金詐欺等、新手の詐欺が次々と現われ、消費者を騙すことに対する強い憤りを感じています。なんとしてでも減らしたい、食い止めたいという思いで、少しでも活動のお役に立ちたいと思います。

プライベートでは、地域の少年野球チームの監督をやっています。『礼儀を大切に、野球を通じて「自主性」「精神力」を養う』をモットーに、将来のプロ野球選手を夢見ながら、日々、子どもたちと接しています。この子どもたちが大人になっても、平和で安全・安心な暮らしができる世の中になることを祈って、活動していきたいと思います。何卒、よろしくお願いいたします。

平成 29 年度 広島市消費者月間事業に参加しました



5 月 27 日(土) 広島市消費者月間事業が開催され、広島市と共催で消費生活弁護士相談会及び消費者のひろばへ展示ブースとして参加しました。

消費生活弁護士相談会では、6 人の弁護士にご協力いただき、電話相談 4 件、来所相談 13 件、計 17 件の相談が寄せられました。

消費者のひろばの展示ブースでは、適格消費者団体、特定適格消費者団体の活動を紹介するパネルの展示を行ないました。

また、「見守りねっと」メルマガの登録推進活動及び消費者被害防止の DVD の配付を行ないました。

この間の主な取り組みなど

第 1 回理事会(4/27) 第 2 回理事会(5/23) 第 3 回理事会(6/24) 第 4 回理事会(7/24)
第 1 回検討委員会(4/21) 第 2 回検討委員会(5/15) 第 3 回検討委員会(6/21)
第 4 回検討委員会(7/13) 第 1 回啓発委員会(4/4) 監事監査(4/24) 調査実施者による調査(5/19)
相談員等レベルアップ研修テーマ 1「インターネット通販の消費者トラブル」(5/31～6/2)
第 15 回定時総会(6/24)
広島県と消費者団体等との意見交換会(6/26)
広島県消費者団体連絡協議会 通常総会 第 1 回幹事会

情報提供をお願いします

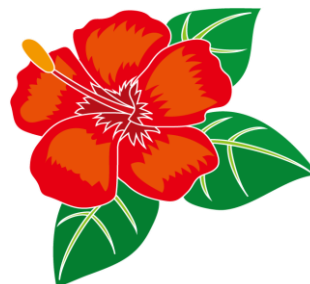
適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

毎週水曜日と金曜日の 14 時～16 時に、弁護士・司法書士等の専門相談員による消費者トラブルに関する情報受付を行っています。

(その他の平日、14 時～17 時は事務局が対応しております)

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。



事務所はこちら



(みはる&まろう)

内閣総理大臣認定
適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182
HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>